

帯広市観光ポスター・パンフレット等制作業務委託仕様書

1 目 的

本仕様書は、帯広市観光ポスター・パンフレット等制作業務に必要な事項を定めることを目的とする。

2 趣 旨

帯広市は、「美食都市アワード」にも選出された豊かな食や世界的に希少な泉質のモール温泉、北海道開拓時代の歴史が受け継がれている世界で唯一の「ばんえい競馬」のほか、「まつり」や「とちまちマルシェ」など多彩なイベントが楽しめる。

一方で、観光入込客数の季節偏在が課題となっていることから、四季の魅力を発信する媒体を制作し誘客促進を図るとともに、令和7年度には、とちまち帯広空港において初の国際定期便が就航したことから、観光ポスター・パンフレット等を活用し、国内外に向けた効果的な情報発信により、観光目的地としてのイメージ定着とさらなる誘客につなげるもの。

3 業務内容

共通事項 「食の宝庫」十勝・帯広の魅力」「四季を通じて楽しむ帯広の体験・滞在型観光」の2つをコンセプトに、歴史や文化等に関するストーリーとともに、帯広の魅力が伝わる内容とする。また、四季を対照的に示すことで、通年での誘客につなげる。

【キーワード】

食・スイーツ、お酒、温泉・サウナ、アクティビティ、四季、絶景、自然景観、まつり・イベント、ばんえい競馬、ガーデン、動物園、百年記念館

(1) 観光ポスターの作成

内 容 帯広市のイメージが一目で伝わるキャッチコピーとデザイン。
共通事項のコンセプトとキーワードを参考に、デザインは2種類（デザインA・デザインB）1セットとする。
※プロポーザルでは最低2セット提案すること。

サ イ ズ B1・B2

印刷部数 B1（デザインA） 250～350部まで
B1（デザインB） 250～350部まで
B2（デザインA） 250～350部まで
B2（デザインB） 250～350部まで

紙 質 アートコート紙・片面135kg同等品以上

そ の 他 帯広市ホームページの「観光ページ」へのリンクを有する二次元コード等を表示すること。
また、海外での使用も想定したデザインとすること。

(2) 観光パンフレットの作成

内 容 共通事項のコンセプトとキーワードを参考に、他都市と差別化できるコンテンツを中心に掲載し、その魅力が端的に伝わる情報量とするとともに、写真映えするスポットを取り上げることで、旅の思い出を演出する内容とする。表紙は、ポスターと統一感のあるデザインとすること。また、文字数は最小限とし、読者が「このような旅がしたい」と感じられる体験シ

ーンの写真を使用してパンフレットの作成にあたること。

サイズ A5～A4以内のサイズとすること。ただし、パンフレットラック等に配架されることを考慮したサイズ・形での提案とすること。

印刷部数 50,000部

ページ数 ページ数は24ページ以上とし、上限は設けない。観光客の興味を引く場所、内容等を強調すること。また、市内とその周辺の観光地の位置がわかる程度の地図を備えること。

紙質 北海道産間伐材を使用した用紙等、環境に配慮したものに努めること。

広告掲載 広告は全紙面の最大20%程度まで掲載することができる。体裁や掲載箇所については別途協議して定める。広告の募集事務についても受託者で行うこと。

(3) 観光リーフレットの作成

内容 パンフレットと統一感のあるデザインとすること。また、観光パンフレットの内容から、訪日外国人客に対して訴求できる観光情報を抜粋し作成すること。文章は全て英語翻訳をし、英語版とすること。

サイズ A3二つ折り（両面）

印刷部数 50,000部

紙質 上質135kg同等品以上、両面カラー

(4) その他

増刷及び市ホームページへの掲載を考慮し、成果品と共に、写真・原稿等のデータを収録したCD等を提出すること。

4 校 正

シーズンごとに下表のとおり進めること。

掲載内容の季節	原稿作成・撮影	校正時期
3月～9月	7月～10月	10月～11月
10月～11月	10月～12月	12月～1月
12月～2月	12月～2月	2月～3月上旬

5 納 期

令和9年3月25日（木）までに納品し、検収を受けること。

6 予定使用期間

納品日から令和11年3月末まで

7 写 真

- (1) 使用する写真は受託者の責任において撮影し、撮影に要する経費は受託者の負担とする。
- (2) 使用する写真の著作権は、全て帯広市に帰属する。
- (3) 掲載するイベントの写真については、令和8年度に撮影したものを使用すること。但し、契約締結日以前の写真については、既存の写真の使用を可とする。
- (4) 雨天などを理由に、イベントの撮影が困難な場合は、都度協議すること。

8 その他注意事項

- (1) 今回制作するポスター及びパンフレットの著作権はすべて帯広市に帰属する。
- (2) イラスト・デザインについて一切の権利は帯広市に帰属するものとし、次年度以降の制作に伴う改変・加工については受託者の許可なく無償で使用できることとする。
- (3) 見積書、ラフデザイン等提出物の製作に係る経費は、すべて提案事業者の負担とする。
- (4) 問合せ先欄を設けること。
- (5) 観光パンフレットの末尾隅等に製作年月を入れること。
- (6) 本仕様書に定めていない内容の独自提案も可とし、選定基準に則り評価の対象とする。